

令和元年度包括外部監査結果に基づく措置の状況

「倉敷みらい創生戦略（働く場を創るまち倉敷）」～事業者支援・就職支援・雇用創出事業～について

対応区分 「措置済」 措置が完了したもの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの

「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの

「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等措置を講じないことを決定したもの

頁	区分	項目	指摘事項・意見（抜粋）	担当部署（所管課）	対応区分	措置状況・理由
32	意見1	第2章 監査対象の概要 5. 事業の進捗管理（平成30年度進捗状況） ＜地方創生等特別委員会の運営について＞	委員会で使用する資料は、委員が事前に内容を確認できる時間を十分確保できる時期に提示すべきである。また、現状は数値を中心とした資料であるが、事業によっては、短期に成果が出るとは限らないものもあるため、数値のみでは現状が把握しづらい。例えば「A」「B」「C」などのランクによる進捗・成果の状況の目安の項目を設けるなど、各事業の状況が一見して把握できる表記とし、地方創生等特別委員会をより効率的・効果的に実施すべきである。	企画経営室	対応中	地方創生等特別委員会を所管する議会事務局とも協議し、見直しを進めていきます。
36	意見2	第2章 監査対象の概要 5. 事業の進捗管理（平成30年度進捗状況） ＜所得以外の基本目標における数値目標について＞	市民税納税義務者（所得割課税者）のみの数値目標は、「働く場」としての実態把握する数値としては、十分でないことから、国勢調査等の統計数値による就業者数、就業率、給与支払報告書提出者数、事業所得に関する確定申告書提出者数など、実際に働いているかどうかを反映した数値についても数値目標としての設定を検討すべきである。	企画経営室	措置済	令和3年3月の次期戦略の策定において、数値目標を経済センサス指標の「市内従業者数の総数」に変更することとしました。
37	意見3	第2章 監査対象の概要 5. 事業の進捗管理（平成30年度進捗状況） ＜倉敷みらい創生戦略の策定・改訂について＞	倉敷みらい創生戦略は、PDCA サイクルの結果等を踏まえて、必要に応じて改訂・公表すべきである。また、改訂・新規の倉敷みらい創生戦略の策定においては、他の地方自治体の事例等も参考にすべきである。	企画経営室	措置済	みらい創生戦略については、総合計画に包含されたため、総合計画の実施計画において、毎年度見直しを実施してまいります。また、令和3年3月策定の次期戦略において、指標の設定について他の自治体の事例等を参考にしました。
37	意見4	第2章 監査対象の概要 5. 事業の進捗管理（平成30年度進捗状況） ＜KPIの目標値の修正について＞	計画の早期の段階において目標値を達成した場合や、当初企図したとおりにKPI が目標水準に到達しない状況にある場合、目標水準の妥当性について検証のうえ、適時に修正すべきである。	企画経営室	措置済	令和2年1月に戦略の改訂を行い、目標値が達成できている指標については、目標値を上方修正し、目標値と実績値が大きく乖離している指標については、目標値を下方修正するなど目標値の見直しを実施しました。
37	意見5	第2章 監査対象の概要 5. 事業の進捗管理（平成30年度進捗状況） ＜KPIの進捗管理について＞	効果的なPDCA サイクルの実施を可能なものとするため、KPI の進捗状況の検証及びその目標値の修正等については、企画経営室と各部署が定期的な協議を行い、その結果及び協議内容を文書化すべきである。	企画経営室	不措置	必要に応じて、適宜、担当部署との協議を実施しており、定期的な協議についての必要性は低いと考えています。なお、協議を行った場合は協議内容を文書に残すようにします。
51	意見6	第4章 働く場を創るまち倉敷 I 地場産業の競争力強化 1. 企業誘致推進事業 ＜補助金交付後の確認について＞	補助金交付後の補助対象事業の営業状況等は、確認の事務手続きの費用対効果を考慮し、例えば事業報告書などの提示を受け、書面にて確認・記録すべきである。	商工課	対応中	今年度はまだ実施できていませんが、制度内容の見直しの観点からも、補助金交付後の営業状況等の確認は必要と考えています。来年度以降、依頼内容の検討及び実施を予定しています。
51	意見7	第4章 働く場を創るまち倉敷 I 地場産業の競争力強化 1. 企業誘致推進事業 ＜対象企業、投資額要件等の細分化について＞	制度利用の対象企業を大企業、中小企業の2つを例えば資本金の金額等によりさらに細分化するとともに、投資額要件も細分化・緩和する等、制度の利用状況、市場動向等を勘案し、定期的に見直しを行い、広く公平に本制度を利用できるように検討すべきである。	商工課	対応中	設備投資促進奨励金については、今年度末の制度更新のタイミングにあわせて現在検討中です。他の奨励金制度についても今後、定期的な見直しをおこなっていく予定です。
52	意見8	第4章 働く場を創るまち倉敷 I 地場産業の競争力強化 1. 企業誘致推進事業 ＜情報通信事業者の誘致事業について＞	市の情報通信業特化係数が低い現状を踏まえ、既存の企業誘致推進事業に加え、他市の事業、状況を参考にしながら、情報通信業に特化した企業誘致関連事業の策定を検討すべきである。	商工課	措置済	市外の情報通信事業者等の誘致を目的とする「倉敷市オフィス開設奨励金」を令和2年7月に創設しました。
56	意見9	第4章 働く場を創るまち倉敷 I 地場産業の競争力強化 2. 高梁川流域創業サポートセンター広域連携事業 ＜くらしきベンチャーオフィス家賃の支払い方法について＞	くらしきベンチャーオフィスの家賃は、クレジットカードによる支払、自動引落の設定、1年分の納付書を送付する等、回収事務、滞納リスクの低減を図るべきである。	商工課	対応中	①現在のところ、クレジットカード決済は全市的に非対応です。 ②口座振替は金融機関との契約や振替システムへの対応で煩雑な手続きが必要となり、費用対効果が見込めないと思われます。 ③財務規則上、月額収入金にかかる納期限は定められており、年間納付書を送付することで前納につながる可能性は低いと考えております。また、事業内容の変化による急な移転が有り得る上、初期投資を行う財力の低い新規創業者向けの貸しオフィスという性質上、1年分の一括納付は適当でないと考えます。 ①、②については今後、定期的な見直しを行い、対応の可否の検討を続けていきます。
58	意見10	第4章 働く場を創るまち倉敷 I 地場産業の競争力強化 3. 中小企業振興支援事業 ＜中小企業振興支援事業の周知、利用の促進について＞	商工課の商業活性化事業、創業者支援融資事業等、中小企業者の起業、開業及び経営相談に関連する制度を受ける事業者には、同時に本制度の資料を配布・説明する等、無料である本制度の利用をより一層促進すべきである。	商工課	措置済	年度当初に市内金融機関や商工会、商工会議所に向けた支援策の説明会を開くほか、事業のパンフレットを配布することで、開業及び経営相談の関連する制度を利用する事業者へ、支援策の周知を行うよう呼び掛けています。
63	意見11	第4章 働く場を創るまち倉敷 I 地場産業の競争力強化 4. くらしき地域資源活性化事業 ＜国内販路開拓支援の公募型プロポーザル参加企業の増加について＞	本制度の委託先は市内の業者などに限定しておらず、広く告知する必要があるが、本事業の公募は主として市のホームページへの掲載、過去に興味を示した事業者への直接の連絡のみに留まる。例えば岡山県内の商工会議所へ本事業を紹介するなど、複数の参加企業からの応募から適切な事業者を選定する体制とし、本制度の有効性をより一層高めるべきである。	商工課	対応中	今年度事業については、新型コロナウイルスの影響で中止となりました。本事業は、倉敷市内の地域資源（特産品・老舗・魅どころ）を市内5商工団体と共同でPRする事業です。今後、プロポーザルを実施する際には、市内5商工団体からも情報発信を行うことで、広く告知を行います。
63	意見12	第4章 働く場を創るまち倉敷 I 地場産業の競争力強化 4. くらしき地域資源活性化事業 ＜国内販路開拓支援の成果目標を設定について＞	国内販路開拓支援についても、商談件数、成約件数、成約金額等の成果目標値を定め、本事業の効果測定を行うべきである。	商工課	対応中	今年度事業については、新型コロナウイルスの影響で中止となりました。次年度以降、事業を実施する際には、計画の中に成果目標を定める予定です。
71	意見13	第4章 働く場を創るまち倉敷 I 地場産業の競争力強化 5. がんばる中小企業応援事業 ＜利用実績の低調な事業について＞	利用実績の低調な事業については、要因を分析し、廃止、要件の緩和、広報等の在り方等を検討すべきである。なお、市は平成30年7月豪雨災害により、甚大な被害を受けていることから、BCP 策定支援事業については、市民の防災に係る関心が高いこの時期の対応が有効である。	商工課	措置済	次のとおり抜本的な改革を図りました。 ・ 研究開発事業を新技術・新製品開発促進事業に統合。 ・ 販路開拓（国内）・共同出展型販路開拓を廃止。 ・ 販路開拓（海外）、事業承継・M&A事業を金融機関連携携型商品開発事業へ吸収。 ・ キャッシュレス決済導入事業・EC促進事業を新設。 ・ BCP策定支援事業に事業継続力強化計画策定支援を追加
76	意見14	第4章 働く場を創るまち倉敷 I 地場産業の競争力強化 6. 高梁川流域地域資源活用推進事業 ＜収支決算書（予算・実績比較）における予算科目・数値について＞	収支決算書（予算・実績比較）における予算科目・数値については、当初予算の科目・数値をもって比較を行うべきであり、予算そのものを修正する必要が生じた場合は、補正予算を行う、流用する場合は流用した内容を明示すべきである。	商工課	対応中	にぎわう昭和のまち玉島実行委員会負担金について、令和2年度より、収支決算書（予算・実績比較）における予算科目・数値については、当初予算の科目・数値をもって比較を行うよう変更するとともに、流用内容の明示を行う予定です。
76	意見15	第4章 働く場を創るまち倉敷 I 地場産業の競争力強化 6. 高梁川流域地域資源活用推進事業 ＜成約件数、成約金額等のアウトカム指標の設定について＞	本事業の成果指標として商談件数を設定することは不合理ではないが、成約件数、成約金額等のアウトプット指標についても、期間経過後であっても集計し、本事業の効果測定を行うべきである。	商工課	措置済	新型コロナウイルス感染症の影響調査と併せて、成約の状況等について電話での後追い調査を開始しています。

令和元年度包括外部監査結果に基づく措置の状況

「倉敷みらい創生戦略（働く場を創るまち倉敷）」～事業者支援・就職支援・雇用創出事業～について

対応区分 「措置済」 措置が完了したもの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの

「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの

「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等措置を講じないことを決定したもの

頁	区分	項目	指摘事項・意見（抜粋）	担当部署（所管課）	対応区分	措置状況・理由
79	意見 16	第4章 働く場を創るまち倉敷 I 地場産業の競争力強化 7. 産学共同研究事業 <委員の選定について>	産学共同研究事業は広く一般に公募する事業であることから、委員会を構成する委員の人選は、産学共同研究の実施が地域経済・地場産業の発展に寄与するように、偏りなく行われるべきである。	市立短大	不措置	倉敷ファッションセンターは、業界から望まれていた様々な機能や最新設備を完備して児島の中心部に設立された、研究開発や人材育成、情報の受・発信基地となるファッション業界の交流拠点施設です。独立行政法人中小企業基盤整備機構・岡山県・倉敷市及び民間企業の出資による第3セクター方式の株式会社であり、岡山県アパレル工業組合事務局長や倉敷市繊維技術センター技術部長をはじめ多種多様な役員から構成されています。主に地域経済・地場産業の発展を目的とした事業を手掛けており、現委員の選出で合理的な理由はあるものと考えます。
102	意見 17	第4章 働く場を創るまち倉敷 I 地場産業の競争力強化 15. 倉敷市まちづくり基金事業 <消費税及び地方消費税の確定申告書の提出について>	「補助金消費税及び地方消費税額確定報告書」のみでは、補助事業者の仕入控除税額の正確性が確認できないため、消費税及び地方消費税の確定申告書、対象経費の証憑を確認の上、「補助金消費税及び地方消費税額確定報告書」の記載金額の正確性を確かめるべきである。	まちづくり推進課	対応中	申請段階において、課税事業者か否かの事前確認を行うとともに、消費税等の確定申告時期に合わせ、補助事業者に「消費税及び地方消費税の確定申告書」の提出を求めるなど、適切に仕入控除税額を確認する方法を検討しております。
103	意見 18	第4章 働く場を創るまち倉敷 I 地場産業の競争力強化 16. 次世代施設園芸研修事業 <応募者の選定の文書決裁について>	応募者の選定にあたって評価表は作成されているが、選考内容や結果について議事録や決裁文書が作成されていない。事業の継続や改善などを検討する際に、選定の過程が検証可能である必要がある。したがって、応募者の選考内容及び結果について、文書にて取りまとめ決裁すべきである。	農林水産課	措置済	令和元年度より文書決裁としています。
106	意見 19	第4章 働く場を創るまち倉敷 II 魅力ある雇用の場の創出 3. 高梁川流域「デニム・ジーンズ産地連携」創業者支援事業 <市と受講者のSNS利用について>	高梁川流域「デニム・ジーンズ産地連携」創業者支援事業に係るSNSアカウントを作成する、もしくは、服飾全般に関する事業に係るSNSアカウントを作成する等、市と受講者がSNS上で繋がり、本事業受講後も、その後の事業者の事業展開状況、市の新たな制度等のお互いの情報を簡単に確認できるようにすべきである。	商工課	措置済	従来通りのメールや電話を用いた後追い調査に加え、人材確保育成にかかる事業で作成したSNSアカウントを使い、相互フォローを開始しています。
119	意見 23	第4章 働く場を創るまち倉敷 IV 女性・高齢者・障害のある方の就業機会の拡大 2. 男女共同参画推進センター事業 <貸会議室の申し込み方法について>	貸会議室の申し込み方法について、利用者の利便性の向上のため、ホームページや電話などによる方法を採用すべきである。また、クレジットカードや電子マネーなどキャッシュレス決済の導入を検討すべきである。	男女共同参画課	対応中	貸会議室の申し込み方法のうち、令和3年度より電話による仮受付を行います。クレジットカードや電子マネーなどキャッシュレス決済については、庁内施設に現在導入は見られませんが、他の支払い方法も含め検討していきます。
120	意見 24	第4章 働く場を創るまち倉敷 IV 女性・高齢者・障害のある方の就業機会の拡大 2. 男女共同参画推進センター事業 <男女共同参画推進センターの開館時間等について>	男女共同参画推進センターの開館時間は午後5時30分までであり、就労者が勤務後に利用することは困難な場合が考えられる。また、祝日についても原則的に休館日である。利用者の利便性の向上を図るため、開館時間の変更や延長、祝日の開館などを検討すべきである。	男女共同参画課	対応中	男女共同参画推進センターの電話相談業務について、令和3年度より開館時間に合わせ、終了時間を午後5時から午後5時30分に変更します。なお、開館時間の変更や延長、祝日の開館については、運用の方向性も含め検討していきます。
124	意見 25	第4章 働く場を創るまち倉敷 IV 女性・高齢者・障害のある方の就業機会の拡大 4. 生活困窮者自立相談支援事業 <情報セキュリティ対策について>	市は、個人情報の取り扱いについて、委託契約の仕様書及び特記事項において、規定を定め、毎年度受託者と内容を確認し指導している。しかし、確認や指導の際にチェックリストなどは作成されていない。したがって、セキュリティ対策の向上のため、チェックリストなどの作成や定期的な点検の実施を検討すべきである。	福祉援護課	措置済	チェックリストを作成し、令和2年1月27日に情報セキュリティ対策点検を実施しました。今年度以降も同様の点検を年1回のペースで実施します。
129	意見 26	第4章 働く場を創るまち倉敷 V 地域活性化のためのICT活用 1. 高梁川流域ICT活用推進事業 <事業の自走化について>	市のオープンデータの利活用事業を持続可能とするためには、開発したサービスを他地域の自治体や民間事業者へ提供し、そのコストの負担を求めていくことで、市の事業費を低減する必要がある。したがって、市の行う各施策に開発したサービスを積極的に活用したうえで、その事例をセミナーなどにより公開し、事業の自走化を図るべきである。	情報政策課	対応中	事業費に関しては、高梁川流域連携中核都市圏事業として位置付けられているという政策的理由により倉敷市が事業費を全額負担し、流域圏の他自治体には負担を求めないこととなっています。一方、本事業をベースとした市の他業務でのデータ活用の取組として、防災力強化事業（SDGs未来都市事業に採択された取組の一つ）など、いくつかの事業が着手されており、そういった形での自走化は一步前進しています。
135	意見 27	第4章 働く場を創るまち倉敷 VI その他 2. 高梁川流域移住交流推進事業 <入札参加事業者の増加促進について>	人手不足が生じている分野は介護分野に限られないことから、例えば、保育分野等、介護分野以外も対象にする等、複数の事業者が入札に参加できるように体制としたうえで、事業者を選定し、本制度がより一層有効なものとなるようにすべきである。	企画経営室	措置済	移住者全般に向けた就職支援業務の中で、介護だけでなく保育の分野を含めた就職支援を行う委託先を選定するよう事業の見直しを行いました。
135	意見 28	第4章 働く場を創るまち倉敷 VI その他 2. 高梁川流域移住交流推進事業 <委託先への就職について>	今後、移住支援を行う委託先へ就職した人数及び割合がさらに増加する場合は、広く公平に他の介護保険事業所等への就職支援を行ったかどうかについて、定期的にモニタリングを行う、業務内容の見直し案を指導する等、委託先が有利となっていないか、公平性を確保すべきである。	企画経営室	措置済	介護に限定した就職マッチング業務を単独で委託内容とすると、委託先として、介護事業所が選定される可能性が高く、マッチング先が委託先に偏りやすくなるため、介護に限らない移住者全般に向けた就労支援業務の中で、介護職については重点的にマッチングを行うよう事業を見直した結果、委託先への就職はなくなりました。
135	意見 29	第4章 働く場を創るまち倉敷 VI その他 2. 高梁川流域移住交流推進事業 <短期型インターンシップの実施時期について>	インターンシップ実施時期については受入企業、学生双方の予定を勘案し、より多くの学生が参加しやすい時期に設定すべきである。	企画経営室	措置済	実施時期を夏季・春季休業期間中の9月及び2月に予定する中、受入企業の予定や多種の大学の年間予定等を調査し、テスト期間となる大学が多い2月第1週目を避けるなど、学生が集まりやすい日程に設定したことにより、参加学生数が増加しました。
154	意見 30	第4章 働く場を創るまち倉敷 VI その他 3. 商業活性化事業 <商業活性化事業補助金の今後について>	人通りの少ない商店街は小売業としての今後の展望はかなり厳しく、商店街の活性化、発展を目指すのであれば、商店街と行政が真に一体となり新たなビジョン、例えば、映画「ALWAYS 三丁目の夕日」のロケ地としての昭和レトロな街並みを前面に押し出した観光地としてのPR活動などを実施していく必要がある。または、現状の商業活性化事業補助金の予算を例えば従来の2～3倍に引き上げ、3年程度実施しても効果が上がらないことが明白になった時点で補助金制度を廃止することなど、抜本的な方策を検討すべきである。前者のケースについては、イメージが定着するまでに中長期的な観点で観光客や経済効果の推移を見守る必要があることに留意する必要がある。後者のケースについては、予算規模を増額し、従来型のイベントやPR活動を短期間で成果が出るかどうかを検証することが有効であり、成果が伴わない場合には当該補助金を廃止し、別の形の補助金へと振替えることが必要である。	商工課	対応中	商店街を含む「玉島旧市街地を中心とした玉島まちづくり推進協議会」（H29年度設立）「JR児島駅周辺を中心とした児島駅前地区まちづくり推進協議会」（H31年度設立）を民と官が連携して設立し、エリア再生／活性化を目指したまちづくりを進めています。各協議会において、現行の補助制度の活用促進や、新規補助制度の検討等を行いながら取り組む予定です。
155	意見 31	第4章 働く場を創るまち倉敷 VI その他 3. 商業活性化事業 <補助対象者と店舗貸主との親族関係等の確認書類について>	（新商人育成支援事業、空き店舗対策事業に関する）補助金申請書に、補助対象者と店舗貸主の間で、親族関係等がないことを確認する欄を設けるなど、要件を満たしていることを確認した書面を残し、補助金を交付すべきである。	商工課	措置済	令和2年度より、申請書の添付書類として誓約書を追加し、出店者と店舗貸主の間で親族関係がないこと等、交付要件を満たしていることを確認の上、補助金を交付しています。
169	意見 32	第4章 働く場を創るまち倉敷 VI その他 8. 高梁川流域企業連携型研究開発事業 <制度の見直しについて>	利用実績が少ない要因を分析し、本事業（高梁川流域企業連携型研究開発事業）の対象事業者、補助対象事業、既存商品品質向上等に関する研究開発を対象に加える等の要件等の内容の見直し、本制度の廃止、がんばる中小企業応援事業における研究開発事業への移管等を検討すべきである。	商工課	措置済	研究開発を廃止して、商品開発に絞って広報した結果6件（12者）の申請がありました。わかりやすい制度となったことが要因と考えています。
179	意見 33	第4章 働く場を創るまち倉敷 VI その他 13. 高梁川流域未来人材育成事業 <公表内容の充実について>	（高梁川流域未来人材育成）事業を実施した学校名、支援機関、事業の内容、成果等を、ホームページ等にて公表し、本事業の透明性を高めるべきである。	商工課	措置済	令和元年度より交付決定事業一覧をホームページ上で公表しています。

令和元年度包括外部監査結果に基づく措置の状況

「倉敷みらい創生戦略（働く場を創るまち倉敷）」～事業者支援・就職支援・雇用創出事業～について

対応区分 「措置済」 措置が完了したもの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの

「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの

「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等措置を講じないことを決定したもの

頁	区分	項目	指摘事項・意見（抜粋）	担当部署（所管課）	対応区分	措置状況・理由
183	意見34	第4章 働く場を創るまち倉敷 VI その他 13. 高梁川流域地域おこし協力隊活動推進事業 <隊員の市の定住について>	本制度の目的は隊員の定住のみではないが、途中辞任した隊員の辞任理由を分析し、例えば応募者・市・受入支援団体が事前に3者面談し、3者共通の認識のもとと受入れるなど、定住率の増加を図るべきである。	商工課	措置済	辞任理由については受け入れ支援団体と協議し情報共有を図りました。今後新たな隊員を受け入れる際についても事前面談を行い定住率を図ります。今年度任期満了予定の隊員については、起業を支援することで、地域への定住を図っています。
190	意見35	第4章 働く場を創るまち倉敷 VI その他 17. 保健医療団体支援事業 <くすのき会への補助金について>	くすのき会は十分な繰越金があるため、運営費補助金ではなく、用途を指定した事業費補助金とする等、補助金交付条件の見直しを行うべきである。	保健課	措置済	くすのき会補助金交付要領において、事業に係る補助対象経費の費目を明記し、献体運動の推進に係る事業費補助金として交付することとしました。
194	意見36	第4章 働く場を創るまち倉敷 VI その他 21. 地域担い手育成総合支援事業 <農産物PR事業の事業間連携について>	市は、農産物のPR事業として、地域担い手育成総合支援事業とは別に地産地消推進事業やぼっけーうめえ農林水産品事業などを行っている。また倉敷市地域農業担い手育成総合支援協議会の主たる目的は担い手の確保・育成である。したがって、農産物のPRを目的とする事業は事業統合も含めた事業間の連携を図り、市として特産品PRの計画を定めようとして、効果的かつ効率的に事業を実施できるよう検討すべきである。	農林水産課	対応中	市としては、市内農業の発展を目指し、農産物のPR事業も含め、実施主体毎に明確な役割分担のもと、事業を実施しているところですが、現時点ではこれらを統合して事業を実施することは困難であると考えていますが、現在策定作業を進めている将来の倉敷市農業のあるべき姿・方向性を定めた「倉敷市農業振興ビジョン（令和2年度末策定予定）」の内容を踏まえ、中長期的な計画に基づいた効果的で効率的なPR事業の在り方について、検討していきたいと考えています。
197	意見37	第4章 働く場を創るまち倉敷 VI その他 22. 赤ワイン用新ブドウ品種開発事業 <新品種の普及促進について>>	新品種を普及させる方法として、例えば休耕となったブドウ畑等を元農家から借り上げ、そこに新品種を栽培し生産できる状況にしてから、入札制度等により新規就農希望者や既存のブドウ農家等に当該ほ場を貸し出すなど、様々な方法の検討を行い、新品種の早急な普及促進を図る必要がある。	農林水産課	対応中	新品種については、現在交配種を栽培し、良い形質のものを選別を進めているところですが、作出された新品種を速やかに普及できるように、育成用のほ場の準備や、他のブドウを用いて当市の気候に適し、かつ、初期投資が少ない赤ワイン用ブドウ栽培方法の研究を進めております。
197	意見38	第4章 働く場を創るまち倉敷 VI その他 22. 赤ワイン用新ブドウ品種開発事業 <既存品種の活用について>	新品種は親にあたる品種として、高梁川流域でのみ自生が確認されているシラガブドウを使用していることから、開発が成功した場合に市の特産品として積極的なPRが可能と目されている。しかしながら、新品種の開発が成功するか否か、栽培が容易か否か、味や色など醸造された赤ワインが商品化できるか否かといった様々な課題を解決しなければならぬ。したがって、既に開発された品種のうち、市の気候環境に適したマスカット・オブ・アレキサンドリアをルーツにもつ品種等を用いた赤ワインの商品化事業を新品種開発事業と並行して行うなど、事業リスクを低減する方法を検討すべきである。	農林水産課	対応中	新品種の商品化には今後様々な課題があり、安定的な商品製造には時間がかかる可能性があります。赤ワイン・ロゼワインの商品化については、令和2年度にはワイン用ブドウである富士の夢の他、マスカット・オブ・アレキサンドリアをルーツにもつ高梁川流域で栽培されたマスカットベリーAを使用して試験醸造を行っており、今後も継続する予定です。作出した新品種をブレンドして使用することも視野に入れながら商品化事業を行ってまいります。
197	意見39	第4章 働く場を創るまち倉敷 VI その他 22. 赤ワイン用新ブドウ品種開発事業 <マスカット・オブ・アレキサンドリアの普及促進について>	市においてマスカット・オブ・アレキサンドリアを使用したマスカットワインを製造しているのは、外郭団体であるふなおウイナリーのみである。ふなおウイナリーによって、マスカット・オブ・アレキサンドリアの栽培が維持されている側面がある。現在、市場ではシャインマスカット等他の品種が主流となっており、手間がかかるマスカット・オブ・アレキサンドリアをワインに使用するため、ふなおウイナリーは自社で原材料を栽培し、さらに農家から買い取っている状況にあるが、数量の確保が困難な状況にある。このような状況を踏まえると、将来にわたり外郭団体であるふなおウイナリーに依存したマスカット・オブ・アレキサンドリアの生産や販売を前提とすべきではない。特産品としてのマスカット・オブ・アレキサンドリアを長期的に考えた場合、民間事業者による市場へのマスカット・オブ・アレキサンドリア及びその加工品の流通の増加を促進していく必要がある。将来的には、ふなおウイナリーを民間に譲渡し、市はバックアップとして特産品の普及促進に努める体制を目指すべきである。	農林水産課	対応中	マスカット・オブ・アレキサンドリアの生産は、近年、減少傾向にあり、ウイナリーのブドウ確保が困難な状況にあります。現在、地元のブドウ生産部会と協力し、新規就農者の参入促進など担い手の確保に努めております。今後も、地元のブドウ生産部会と連携し、特産品であるマスカット・オブ・アレキサンドリアの生産を振興してまいります。ウイナリーにおいては、本市は平成30年度に赤ワイン醸造棟を増設し、さらなるブランド力の強化及び規模拡大を図っております。これにより、農業者の所得向上や荒廃農地の解消など地域の農業振興だけでなく、新たな観光資源としての活用や、6次産業化や農商工連携を促進することにより、地域経済に寄与するものと考えております。また、ワイン用ブドウの確保については、新規就農者や高齢者でも容易に栽培できる方法を確立し、普及促進を図ってまいります。
199	意見40	第4章 働く場を創るまち倉敷 VI その他 23. 民間保育所保育士宿舍借り上げ支援事業 <市外出身者の定義について>	市外出身者について、市の要綱では定義が明確になされていない。市外出身者という文言から複数の解釈がなされる可能性があるため、その定義については明文化すべきである。	保育・幼稚園課	措置済	「市外出身者」の定義としては、高校卒業時までは市外に居住していた者とし、事業に関して各保育所へ配付している冊子の中にQ&Aとして記載しております。
199	意見41	第4章 働く場を創るまち倉敷 VI その他 23. 民間保育所保育士宿舍借り上げ支援事業 <対象保育士の要件について>	保育士の環境整備を目的としていることから、市外出身者という要件の必要性や、市内出身者であっても親元の住所からの通勤時間や距離等による要件の採用によって利便性の向上を図ることを検討すべきである。	保育・幼稚園課	不措置	市内に保育士養成校がある利点を活かし、市外出身の保育士に市内に残ってもらうことを目的に実施しているもので、各種実施している保育士確保対策の一つです。民間保育所での負担もあることから、調整が必要となりますが、要望も上がっており、市の限られた予算の中で優先実施すべきものではないと考えております。
207	意見42	第4章 働く場を創るまち倉敷 VI その他 31. くらしき男女共同参画フォーラム開催事業 <フォーラムの開催方法について>	男女共同参画社会の実現を目指すことを目的としていることから、年代や性別に偏りのない参加が求められる。したがって、若い年代や男性にも興味のあるテーマや講師の選定、起業に関するイベント等との合同開催を検討すべきである。	男女共同参画課	対応中	フォーラムの集客アップにつなげるため、これまで参加の少なかった世代や男性にも参加していただけるよう、講演会の講師選定について検討するとともに、新たに会場を有効に活用したイベント（例：親子で楽しめるアトラクションなど）についても検討してまいります。

（公表日：令和3年3月26日 通知日：令和3年3月10日 法第44号）